

令和2年8月1日

お客様各位

京都税理士法人
代表社員 江後慎太郎

新型コロナウイルス感染症対策に関する弊社の対応方針について

5月に全国的な緊急事態宣言は解除されましたが、現在も予断を許さない状況が続いております。京都税理士法人は、新型コロナウイルス感染症に対して、顧問先様、関係企業様、弊社スタッフおよびそのご家族の安全・健康確保に考慮し、以下の対応を実施しております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、税務申告業務等、必要な業務の継続を期すため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【業務方針】

メール、電話、WEB会議システムを有効に活用し、コミュニケーションに支障のないよう努めます。資料の受け渡しについては、メール又はFAXにより、やむを得ない場合には郵送でのやりとりにご協力を御願い致します。

お客様へ訪問する際は、状況を鑑みて訪問が可能かどうか必要に応じて御相談の上、訪問させていただきます。

【弊社スタッフの行動方針】

以下の事項を周知徹底します。

1.基本事項

- ・ 出社前検温、37.5度以上の場合自宅待機
- ・ 体調不良を感じた場合の積極的な自宅待機
- ・ 同居家族が感染した場合の自宅待機（2週間）
- ・ 社内、顧問先訪問時、交通機関利用時のマスク着用
- ・ 入室前の手指アルコール消毒
- ・ 混雑した電車・バスを利用しない（時差出勤や社用車通勤を推奨）
- ・ テレワーク（在宅勤務含む）

2. 禁止事項

- ・ 海外出張

3. 自粛事項

- ・ 社内外の懇親会等の開催、参加（事前承認制）
- ・ 密集・密閉・密接施設の利用
- ・ 感染拡大地域への出張

【社内環境整備】

- ・ 事務所入り口前での手指のアルコール消毒実施
- ・ 換気

【その他】

万が一、当社に感染者が発生した場合は、2週間事務所を閉鎖し、WEB会議等によるテレワークにより、申告業務等に支障の無いよう努めます。

なお、担当する税理士事務所に感染者が発生した場合には、やむを得ない事情として申告期限の延長が、国税庁より認められております。

今後も社内外への感染被害抑止と弊社スタッフの安全・健康確保を最優先に、政府での発生段階区分に合わせた行動計画に基づき、対応方針を迅速に決定してまいります。何かご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ先】

本 社	〒601-8328	京都市南区吉祥院九条町 30 番地 1 江後経営ビル TEL 075-693-6363 FAX 075-693-6565
滋賀支社	〒525-0059	滋賀県草津市野路 1 丁目 4 番 15 号 センシブル BLDG ZEN 6F TEL 077-569-5530 FAX 077-569-5540
大阪支社	〒530-0001	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第 3 ビル 31F TEL 06-6344-1683 FAX 06-6344-1578